

# 勝浦市農業委員会会議録

## ( 9月定例会 )

平成27年9月28日(月曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、15名でその氏名は次のとおりである。

1番 鈴木 克己	3番 長谷川 武久	4番 岩瀬 和巳
5番 長田 晴夫	6番 水野 金尋	7番 藤江 義博
8番 鎌田 正敏	9番 元吉 博嗣	10番 土屋 元
11番 竹下 和夫	12番 佐近 茂	13番 西川 知子
14番 数金 清美	15番 吉野 勇孝	16番 末吉 修一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中村 泰輔          書記 市東 義之

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第4号 農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規定一部変更の承認について

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

第4 その他

○会長（末吉修一委員） 会議の前に、私のほうから報告及びお願いをさせていただきます。

まず、農業委員会法の改正法についてです。

改正法は、安保関連法案の陰でマスコミ等からも取り上げられず、中々状況が把握できませんでしたが、今月4日に公布されました。

これにより、私も含め皆さんの任期が、来年3月31日まで延長されることが確定しました。

11月で、やっと任期が切れるのかなと心待ちにしていたのですが、あと半年近く任期が伸びたということで、あとひと頑張りしなければならないのかなということでございます。

皆さんのご家庭には、引き続きご迷惑をおかけすることとなりますが、私たちは残りの半年間、今まで以上に一枚岩となって乗り切っていきたいと思っております。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に説明とお願いでございます。

先日、前回の議事録を読ませていただきました。

その中で事務局の窓口業務と申しますか申請書類の精査について、再三の指摘がございました。

私も、この点について気になりましたので、事務局に対して、申請受付等の方法についての根拠を確認いたしました。

事務局からは、基本的には行政手続き法及び農業委員会法に則って処理しているとのことです。

誤解のないように説明をいたしますと、許可申請は、申請主義に基づいた手続きでありますので、申請者が記載した内容は、すべて正しいものとして取り扱うこととなっております。

したがって、申請受け付けの際に、事務局が本来行うべきことは、書類の審査として、書類の記載漏れ及び不足、印鑑の押し忘れ等、形式的なチェックに留まります。

事務局が、申請者に対して、申請の内容に言及したり、内容修正の指示をしたりすることはできないことですので、ご理解いただければと思います。

また、事務局がそのようなことをやれと誤解をお持ちである場合には、誤解のないようにお願いいたします。

また、事務局は許可に至るまでの制度的なことや、申請書類の書き方の相談は受けることとなりますが、内容についてのアドバイスを事務局は行えません。

この点についても誤解があるようでしたらご理解いただければと存じます。

申請された書類の内容判断と言いますか、審査につきましては、合議体としての我々、農業委員が申請の内容が正しいものとして許可基準に基づき、審議し決定をするものですので、許可基準の内容に沿って議論を重ね公正な判断ができればと考えております。

配布資料につきましては、皆様の要望もあり会議3日前配布を、土日を挟んだ5日前で配布してもらっていますので、前回の会議でも触れましたが、申請者への内容質問等は、事前に事務局を通じるなり、地区担当委員さんを通すなりしていただければ、私の命で事

務局に対処してもらい、会議当日までには何らかの回答が得られると思いますので、お願いいたします。

それでは、定刻となりましたので会議に入りたいと思います。

本日の出席委員は16名中15名で、定足数に達しておりますので、会議はここに成立いたしました。

これより平成27年勝浦市農業委員会9月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでありますので、これによってご承知を願います。

○会長（末吉修一委員） それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規程により、会長において、藤江義博委員及び鎌田正敏委員を指名いたします。

○会長（末吉修一委員） 日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は南山田の畑2筆、延べ3,449平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、長年の夢である自然農法による農業を行うため取得したいとし、譲渡人は、千葉市に生活の基盤があり、勝浦に帰る予定がないため売り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、市営荒川テニスコートから●側約●●●メートルの地点となります。

なお、本申請は8月定例総会で保留となった案件です。

会議の後、申請者には委員の皆様からの指摘事項を伝えましたところ、営農計画書について一部加筆を行っていただきました。

次の申請番号2番についても、同様でございます。

次に2ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は貝掛の田3筆、延べ3,080平方メートル、使用貸借権の設定を目的とした申請です。

申請理由につきまして借受人は、長年の夢である冬期湛水農法による農業を行うため借り受けたいとし、貸付人は、借受人の強い希望により貸し付けたいとして申請がなされたものです。

申請位置は、北中学校から●側約●●●メートルの地点となります。

3ページをご覧ください。

申請番号3番、申請地は上野の田5筆、延べ4,464平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、営農事業を拡張したいとし、譲渡人は、耕作困難なため売り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、上野保育所から●側約●●●メートルの地点となります。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

続いて、地区担当委員の補足説明をお願いします。

申請番号1番及び2番につきまして、元吉博嗣委員をお願いします。

○9番（元吉博嗣委員） 只今、事務局の方で説明のあったとおりで、内容について聞き返しましたら8月の定例会で報告したとおりで、再度確認いたしましたので、皆様のご審議の程をお願いします。

以上です。

○会長（末吉修一委員） 続いて、申請番号3番につきまして、水野金尋委員をお願いします。

○6番（水野金尋委員） 申請番号3について補足いたします。

申請の概要は、只今事務局の説明どおりであります。

9月21日、申請人●●●●立ち会いの下、現地を調査いたしました。

現地は、耕作されており刈り取り済みでありました。

この耕作者について詳しく申しますと所有者の親戚に頼まれ長きにわたり無許可であります作付けを行っていたようです。

また、現耕作者と●●●●で話し合いしまして、問題なく解決しておるとのことでした。

隣地が耕作放棄地になっていたものですので、私が話しましたところ事務局の斡旋があれば是非とも耕作したいと●●●●では大変意欲的な事も言っていました。

許可要件について確認したところ問題ないと思われまます。

●●●●は農業生産法人の要件を備えております。

調査の結果許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（末吉修一委員） 地区担当の補足説明が終わりでしたが、ここで資料の訂正を私の方で見つけてしまいましたので、事務局に命じまして訂正をしたいと思ひます。

大変申し訳ありませんです。

○事務局長（中村泰輔） すいません、今回、チェックを行うに当たってパソコン上でチェ

ックしたものと打ち出したものがですね数字が出ていなくてですね、最終チェックを怠ってしまいまして申し訳ございません。

3 ページ目の申請番号 3 番の経営面積なんですが、田んぼが 1 2 9 . 3 アールでございます。

畑が 2 1 . 3 アールとなります。

もう一度申し上げます。

3 ページ目申請番号 3 番、譲受人の経営面積でございますが、田んぼがですね、1 2 9 . 3 アール、畑が 2 1 . 3 アールです、先月に引き続き申し訳ございませんでした。

○会長（末吉修一委員） それでは、議事を進めさせていただきます。

これをもって、職員の説明並びに地区担当委員の補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○会長（末吉修一委員） 特に、申請番号 1 番 2 番につきましては、保留となっていた件でございますので、記載内容につきましていかがでしょうか。特に問題がなければ。

はい、長田委員。

○5 番（長田委員） 1 番のことにに関して、こないだ先延ばしになった事があるでしょ、これで生産収益で果樹なんて書いてあるんですけども、1 年目から 5 万円なんてあがる見込みがあるんですか。

訂正したんだから、そういうとこちょっと直してもらえればいいと思うんですけど、苺やなんかやるのであれば、1 年目から生産はあがると思うんですけど。

○9 番（元吉博嗣委員） 本人の申請なんだからね。

中身を審査するのは我々なんですけど、どういうものやるんだか具体的なものがね。

○5 番（長田委員） ただ、今まで植わっているものがあって、それを引き継いでやってるもんなら 5 万円で収益は上がると思うんですけど、1 年目から植えて 5 万円なんて収益があがるんですかね。

○会長（末吉修一委員） その点は、いかがなんですか。

この申請してある土地には果樹は植えてある状況なんですか。

○9 番（元吉博嗣委員） 状況ではないですね。

○5 番（長田委員） そういうとこ、いい加減に書いて出せば通るもんだと思ってやっても困ると思うんですけどね。

○6番(水野金尋委員) やっぱり同じような事なんですけどね、これは計画書であるから、まあ、書くのは自由でしょうけども、野菜にしても3反5畝歩で100万でずいぶん法外な金額になるんじゃないかなと思うんだけど、どうでしょうかね。

このぐらいになったら農業やる人一杯いるんじゃないでしょうかね。

○会長(末吉修一委員) 野菜をどういうもの作るか聞いてます。

○9番(元吉博嗣委員) 腕の見せ所ですよ、出来ないことはないです。

野菜は年間別に作れるから、米は1回だけ野菜はローテーションで2、3回作れるからね。

まあ、会員を募集してやるような、イベントにもよるといって、金額的には別にね、どうやるかわかりませんが。

○会長(末吉修一委員) はい、鎌田委員。

○8番(鎌田正敏委員) 申請番号1番なんですけど、経営の実態のところの大農具、田植え機からハーベスタまでありますが、1台ずつリースで借りることになっておりますよね。

次のページ、計画書の中には、農機具のところでは、農機具は近所の知人から借りる予定、自然農のため農機具は不要。

よくわからないんですが、なんだごじゃごじゃじゃないんですかね、よくわからねんですが。

○会長(末吉修一委員) 今あの、事務局から資料の話がありましたけども、今、鎌田委員からの指摘の営農計画書の方ですけども、農機具は近所の知人から借りる予定。

自然農のため農機具は、不要という2段目に入っておりますけど、元々の書類には、ほとんどという字が入ってるんだそうです。

仮に使うことがあれば近所から借りる予定というような解釈でいいのかなと思いますけど。

ほとんど、がホッチキスで隠れて消えちゃっているということです。

○会長(末吉修一委員) はい、土屋委員。

○10番(土屋元委員) 申請番号1番2番なんですけど、ご本人と会ってお話しして、細かく内容について、果樹、野菜というものの種類、どうもねらいとして、お客様、農業体験の会員100組。

100組で1万円の会員制だと、100万円。

そして、申請2番のお米の場合は40万。

10キロ100名募集して40万円ですか、そういった会員さんを中心として販売方法をどうも取ろうとしている。

そういう中で、野菜の方は100組1万円の会員募集して、ですから100万円は売れるだろうと、果樹も併せて5万円ぐらいは、売れるだろうと、そんな発想の中でいらっしゃるみたいな感じで、ひとつの書き方とすれば100組1万円及びお米は10キロとして40万とこういう計算で売り上げがあるのではないかと思います。

これだけの顧客を取ってイベントをやっていくという中では、既に農家も買ってますし、やる気が本気だなという想いは読み取れますので、私は賛成です。

以上です。

○会長（末吉修一委員） はい、鈴木委員。

○1番（鈴木克己委員） 2番のほう、代理に聞きたいんだけど、●●●●さんは、●●●●さんの●●●●●●●●ってエヌピーオーありますよね、貸し農園やってる。あそこの会員かなんかですかね。聞いてない。

○9番（元吉博嗣委員） ただ、昔の職場の上司であった。

●●さんが上司であった。

それでね、知人ていうか売り出しの古民家があって、それを先に取得したんですよ。

その前の畑で3反歩を利用して、●さんの田んぼも借りて、無償で借りて米作りを湛水農業ということで、両方の田と畑でそういうものをやろうということです。

○1番（鈴木克己委員） ●●●●●ですか。

○9番（元吉博嗣委員） ●●●●●ですよ。

○会長（末吉修一委員） はい、鈴木委員。

○1番（鈴木克己委員） さっきあの、収入とかそういうところで、計画書の書き方については指摘があったんですけど、●●●●●●●●●●って●●●さんがやっているエヌピーオーなんですよ。

ここは、農地を貸し農園やったりですね、かなり広くやって、年間相当数のイベントもたしかに既にやっています。

そこのおそらく会員で、●さんともかなり古くから親交があってですね、山田の家もそれを通じて買ったようなのは知っています。

やっぱり、今後の勝浦のですね、農地のことを考えればこういう風に3条で買うって事であればですね、やる気があるという風にみなしてですね、やっぱり農地の荒廃を防ぐた

めにも●●さんがですね、前回保留で今回また出してきたという事であれば、私はこれについては依存はないと、ただ言えるのは先ほど指摘のあったとおりですね、果樹だの野菜だので収益があがることになる、あの、書き方の指導はしないって先ほど言いましたけど、その裏付けがですね、やっぱり、この場で聞かれた時にですね話せるようなですね、そういう資料は事務局であつてもいいんじゃないかと思えますんで、申請に来たときに指導は、こういう風を書けという指導はないということですけど、こういう中で話す時にやっぱりそういうものが需要ですので、果樹であれば収量を聞くとかですね、野菜であれば年間のスケジュール、ローテーションをですね、どういう風に作っていくのかってことぐらいは、私は事務局で聞いてもおかしくはないという風なことを申し添えて賛成とします。

○会長（末吉修一委員） 事務局、その点については参考となるような事については聞いてますか。

○事務局長（中村泰輔） 参考としてお伺いしている部分で言いますと、果樹についてはアボカド、既に植えているそうです。

○1番（鈴木克己委員） さっき話せばよかったじゃん。

○事務局長（中村泰輔） 私は、そういう立場でないので、指されれば発言します。

先ほど言ってらしたとおり、100組1万円で一応100万円の計上だそうです。

私の方でも、他の野菜でニンジンですけれども、ニンジンで仮定して、自然農法ということで収量半分、あくまで机上計算ですが、計算したところ1反歩当たり40万円程度の売り上げになるので、3倍ですから120万円なので100万円は見込めるのかなというところですよ。

種類については伺いましたが、少量多品目栽培という事ですので、具体的には何と何というふうなお話は聞けなかったです。

例えば、芋とか豆とかというレベルでの話しか聞いてません。

参考までに以上です。

○会長（末吉修一委員） あの、私の方からですけど、前回保留となった時点です、一応事務局に内容的なものも聞いておくと私の方から指示してありましたので、今の話が伝わってきているという風に理解していただければと思います。

そういう事で、一応状況としてはそういう状況でございます。

地区担当の説明、或いは賛成意見がいくつか出てきております。

反対意見と言いますか、内容的にということも話がありますけれども、もう少しご意見を伺いたいと思っておりますけれどもいかがですか。



○会長（末吉修一委員） はい、佐近委員。

○12番（佐近茂委員） 会員の方が、全部農業をやるんですか。

●●さんが、全部作って売るということ。

ただ、あまりにも農業っての私もやってるけど、甘くはねんだよね。

1万円貰ってやるって。

○1番（鈴木克己委員） それは出来ないですよ。

貸し農園は、個人で出来ませんから、貸し農園は個人では出来ない。

個人では出来ないから、会費を取って畑にやらせることは出来ない。

貸し農園は、ちゃんと貸し農園法があって届出をした上でやらないといけないから、●さんのやってる●●●●●●●●●●ってのは、貸し農園法に基づいて貸し農園やってるんですね。

個人が、自分の土地を簡単に1万円取って貸すというのは、法律上出来ません。

と思います、ですよ。

○会長（末吉修一委員） 事務局。

○事務局長（中村泰輔） 市民農園のお話がありましたので、基本的に市民農園というのは、3種類の方法があるんです。

その内の2つが、特定農地貸付法と市民農園整備促進法というどちらかの法律に基づいてやっているのがそうで、●●●●●●●●●●さんであるとか、●●●●●●●●●●さんでやってるエヌピーオーさんが運営をしているような農園は特定農地貸付法という法律に基づいてやります。

その他に農園利用方式というのがありまして、所謂体験農園ですね。

体験農園については、直接個人と農家さん、農家さんじゃないと出来ません、農家さんが個人と契約をして、作目については農家さんが主体、それに従って会員の方が収穫したり種まきしたり、色々作業したりというのが、農園利用方式というところです。

これは、農家さんでなければ出来ない方式です。

よく、旅行に行ってモモ狩りであるとかブドウ狩りであるとか、あれは、貸し農園方式を簡素化したものでやってるものなので、それを1年間通じてのイメージと想像していただけだと思います。

個人でも他の法律に基づいた許可を受ければ、10アール以下の分譲方式のように貸し出しをしてやる方式も出来ないことはないです。

許可を取ればですが、運営媒体は個人です。

一応そちらの場合は、作るのは借りてる人が作目を決めるということになります。

運営してるほうが、実際やるのは管理委託の間柄がないと運営しているほうが手を出してはいけないということになります。

今回の●●さんのものに関しては農園利用方式という事だと思います。

○1番（鈴木克己委員） この、●●さんの場合は自分が取得するんでしょ。

○事務局長（中村泰輔） はい、ですから農家さんという事で体験型、農園利用方式が出来るということです。

○1番（鈴木克己委員） ふーん。

○会長（末吉修一委員） いくつか疑問点等が解けてきた部分もありますけど、他にまだまだ聞いておきたいという事ありましたら、聞いておくというか、ここで協議しておいたほうが良いという事があれば、是非、出していただきたいと思いますけど。

○12番（佐近茂委員） 自然農法のため農機具は不要と話が出てましたが、農機具がなければやれないと思うんですけど、私どもが審議してきた中でいくつか事例があると思うんですよ。

その方々は、耕作放棄地を借り受けてなんとかするよと話があっても許可してきましたけど、そういう人達は耕作放棄地をどういう風にしてやってるのかなってのがあるんですね、これがだから自然農法で農機具不要で人手で全部やるというような事について、やれんのかなていう、私はアレしますね、実際農業やってて、だから、今まで申請があって許可してきた中での人達はどのようにして、耕作放棄地無くなれば良いじゃないかって、じゃ許可しべって気持ちで許可してきましたけど、その人達はやってるかどうかなんですけど、やるって事でしたから、計画書に基づいてやるって事ですから、どのような方法で耕作放棄地を農地にしてんのかな、収益上げてんのかなというような私自身疑問があります。

○会長（末吉修一委員） 地区を担当されている方で今まで許可を与えてきた、この事例と同じような形で新規就農等で許可を与えてきたと、そういう人達の現状について把握していることがあれば、ここでお知らせいただければと、いかがでしょう。

○9番（元吉博嗣委員） 私の場合ですけど、●●●●が耕作放棄地を取得してバックホーで全部伐根して、もう今は綺麗になってます。

手を少しかければ、機械が入って畑が出来るでしょ。

暗渠排水がどの程度、昔やったほ場整備やった場所なんだけど、暗渠がどの程度効くか知らないけど、田んぼにして道路に持ってって腐植させておいて、今度は乾燥させて畑に使えるかもしれませんね。

もう、本当に綺麗になってますよ、当時、申請の地区担当委員として、耕作放棄地のモデルケースになればいいと発言したんですけど、見事に綺麗になってます。

- 会長（末吉修一委員） 他に赤羽根辺り、水野委員でしたっけ、担当としては。  
あの辺はいかが、状況は。  
特に情報ありませんか。  
吉野委員は、赤羽根辺りの田んぼ耕しながら何か。
- 15番（吉野勇孝委員） 向こうは行ってないですね。  
手前まではあれですけど、この前、許可出した奥の方は、行ってないですね。
- 会長（末吉修一委員） 私が担当していた市野川の奥のほうですけども、今年の夏の耕作面積は増えておりますけども、買ったところが全部田になったかというところ、ちょっとそこまでは、行ってないんですけど、多少今までより面積は広がっているという状況ですね。
- 5番（長田晴夫委員） 前に佐野やった、●●があがってきたアレ。  
あそこなんかどうなってんのかね、今はね。  
結構な面積ありましたからね、佐野なんかね。
- 会長（末吉修一委員） 鎌田委員、地区で何か情報あります。
- 8番（鎌田正敏委員） いやあ聞いてないですねえ。  
来て居るといことは聞いてますけどね。
- 会長（末吉修一委員） もう住んでて、家ごと全部、山林から何から買いましたので、家を綺麗にして住んでるとい話は聞いてますけども、直接私行って見てないもんですから、話だけの状況なんですけど。  
藤江委員、何か聞いています。
- 7番（藤江義博委員） 聞いてないです。  
家の周りだけじゃないですか。
- 会長（末吉修一委員） 果樹を植えたという話は聞いています。  
何の果樹かは聞いてません。  
すいません。  
いかがですか質疑、止めてよろしいですか。  
もう少し判断材料として、話を聞いてからにしますか。  
地区担当の元吉委員としては、許可相当と判断して会に臨んでいるということですので。
- 9番（元吉博嗣委員） 申請番号1番はね、やっぱり自分の古民家って程の古いもんじゃないけど、そこの地続きになってる畑でね、是非欲しいという事。

●さんのほうの田のほうは、あくまでも無償で貸借契約ってことで、私はもう結構なことだと思います。

●さんは、色々な種類のものやってて、イベントもやってるし、まあ、昔の上司である  
●●さんだから田んぼ貸してやったりして、仲良く付き合ってるみたいですけど。

○会長（末吉修一委員） 質疑を終了してよろしいですか。

（「よし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを採決いたします。

申請番号1番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手多数）

○会長（末吉修一委員） 賛成多数ということでございます。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたします。

申請番号2番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手多数）

○会長（末吉修一委員） 挙手多数ということでございます。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

続いて申請番号3番でございます、上野の田でございます。

申請番号3番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手多数）

○会長（末吉修一委員） 挙手多数。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について及び議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを一括して議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局。

○事務局長（中村泰輔） それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画

変更承認申請についてを先にご説明申し上げます。

この計画変更承認申請は、農地法による転用許可を受けた後、当初の転用目的を達成することが困難となり、事業計画を変更することで転用事業が達せられると見込まれる場合に、農林水産省通知の「農地法に係る事務処理要領」に基づき、許可権者の承認を受けるため行われる手続きです。

なお、転用事業を当初事業計画者にかわり承継者が行う場合は、その土地についての5条の許可申請も同時に受けることとなります。

資料の4ページをご覧ください。

申請番号1番、平成7年9月26日付け、農林水産省指令7関政第●●●●号で建売住宅建設及び宅地分譲、カッコ住宅として転用許可を受けた中谷及び串浜の田畑、50筆、延べ32,008平方メートルについて、社会情勢の変化により事業実施が困難となり、太陽光発電施設として事業承継を伴う計画の変更をするものです。

変更後の事業予定期間は、平成27年11月1日より平成28年11月30日です。

なお、本件は承継を伴う事業変更となるため、同時に5条申請が提出されておりますので、申請位置等の説明は割愛させていただきます。

つづきまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。

本件は、申請番号1番から4番までが同一事業でございますので、一括してご説明します。

資料につきましては、5ページから8ページとなります。

申請地は、中谷及び串浜の田畑、全部で50筆、延べ32,008平方メートル、太陽光発電施設に転用するため賃借権の設定を目的とした申請です。

貸付人は、全部で4名となります。

施設の概要は、パネル数51,740枚、発電量16.03メガワットです。

転用の時期は、平成27年11月1日より平成28年11月30日で、資金計画は主に借入金によるもので、残高証明書及び融資見込証明書により確認しております。

申請理由につきまして、借受人は、開発事業を承継し、太陽光発電施設を建設したいとし、貸付人は、当初計画の住宅団地造成が未着工であるため有効活用を図りたいとして申請がなされたものです。

次に申請位置ですが、勝浦市清掃センターから●側の地点となります。

なお、本件は農地面積2ヘクタールを超えるため、大臣協議を伴う知事許可案件となります。したがって、県農地農村振興課には事前に協議を行っておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員の説明をお願いします。

区域が2地区にまたがっておりますので、代表して数金清美委員に説明をお願いします。

○14番（数金清美委員） それでは一括補足説明いたします。

申請概要は、事務局説明のとおりであります。

9月24日、株式会社●●●の●●設計部次長及び株式会社●●●●●●●の●●事業計画課課長と現地確認及び調査のため、現地で面談いたしました。

尚、申請地は中谷と串浜の2地区に掛かっておりますので、岩瀬委員と二人で調査を行いました。

提出されている事業計画書の内容を確認しながら、市道を清掃センター側から市営火葬場方面に調査を開始しました。

申請地は、雑木や雑草が繁茂し管理がなされておらず、山林化となっている状況です。

申請者は、以前、宅地分譲の開発計画のあった株式会社●●●●の未開発土地及び議案第3号申請番号2から4番の許可申請地を含めて、また山林を含めて、約39ヘクタールの開発事業を承継し、土地の有効活用と自然エネルギー確保を目的とした太陽光発電施設を建設するため、申請に至ったとのことです。

許可要件につきましては、立地条件として第2種農地に該当し、隣接農地への営農条件については、申請地との間に一筆の土地があり、距離もあることから耕作等には支障がなく、他への代替地もありませんので問題は無いと思います。

また、林地開発許可の申請もなされており、計画も綿密であることから、転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、承継を伴う計画の変更について、承認が妥当とし、5条の転用につきましては、許可相当として判断いたします。

皆様の、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○会長（末吉修一委員） これをもって、職員の説明並びに地区担当委員の補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、元吉委員。

○9番（元吉博嗣委員） 南幹線がこの中に入って来るんですけど、地上権設定してあるんですよ。

その辺は。

○会長（末吉修一委員） 数金委員、その辺については聞いてますでしょうか。

○14番（数金清美委員） それはどういう事。

○9番（元吉博嗣委員） 山の中にあるわけですよ、地上権が設定してあるわけ。

それには、地上権の設定には、入口出口とか浅いところとかあるけど、場所によって違うけど、ある程度土を移動する場合にトンネル潰しちゃったら大変になるからね、だから、地上権の設定してあるところは当然公図に載っていると思うから、それは改良区と事前協議しないと事業が始まる前にね、認可されてもそのような事の、だから改良区に連絡しておかないとね。

- 14番（数金清美委員） 市の土地改良区については、現地で話が付いてるそうです。どうゆう内容かわかりませんが、話はしてあるそうです。
- 9番（元吉博嗣委員） そうですか。構造物も露出してるトコもあるし、あと、地上権してあるトコも。
- 会長（末吉修一委員） その辺で、事務局の方で補足説明出来ますか。
- 事務局長（中村泰輔） 数金委員のおっしゃったとおりでございます。林地開発許可が必要になってきますので、土地改良区さんとのもちろん協議と言いますか、その部分の協定まで結ぶことが林地開発の条件となってきますので。
- 9番（元吉博嗣委員） 事前にね、これほら、なに宅造。申請してあったのが、今度変更するってことですけど、その時点でどのようなことをしてあったもんだか知らないけどね、今回新たにやるとなると協議しないと。
- 事務局長（中村泰輔） 事前協議は済まされてます。
- 9番（元吉博嗣委員） はい、わかりました。
- 会長（末吉修一委員） 他にいかがですか。ご質疑が無いということで、終結してよろしいでしょうか。

（「よし」と呼ぶ者あり）

- 会長（末吉修一委員） これより、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について及び議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを採決いたします。議案第2号、申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり承認が適当であるとすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり承認が適当であると意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。

つづいて議案第3号、申請番号1番から4番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、議案第4号、農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規定一部変更の承認についてを議題といたします。

事務局より諮問書の朗読及び変更案の説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） それでは、諮問書の朗読をいたします。

9ページをご覧ください。

勝農水第322号、平成27年9月10日、農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規定一部変更の承認に伴う諮問について、平成27年8月31日付け、い農発75号でいすみ農業協同組合代表理事組合長花崎隆より申請のあった農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規定一部変更に関する内容を承認することについて、農業経営基盤強化促進法第11条の11第4項の規定に基づき、下記書類を添えて諮問します。

記、1承認する予定の一部変更に関する承認申請書写し、カッコ1農地利用集積円滑化事業規定新旧対照表、カッコ2農地利用集積円滑化事業規定カッコ案、カッコ3第15回通常総代会議事録カッコ抄本。

以上。

変更箇所につきましては、新旧対照表が2枚めくっていただきました次の次のページから3ページ分に記載されているとおりでございますので内容の朗読につきましては、割愛させていただきます。

次に変更内容についてですが、主な変更点につきましては、農地中間管理事業の創設に伴い、農地保有合理化事業が廃止となったため該当する部分が修正されています。

以上について、市が承認をしようとする時についてはあらかじめ農業委員会の決定を経なければならないと農業経営基盤強化促進法に規定されていることから、今回、諮問されたものです。

以上で議案第4号、農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規定一部変更の承認



についての説明を終わります。

- 会長（末吉修一委員） 職員の説明が終わりました。  
変更案について、ご意見がございましたらご発言をお願いします。

（岩瀬委員退室）

- 会長（末吉修一委員） 先ほど岩瀬委員がたぶんトイレだと思いますけど、退出しましたので暫時休憩といたします。

（岩瀬委員入室）

- 会長（末吉修一委員） 休憩を解きたいと思います。  
ご意見ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 会長（末吉修一委員） ご意見がないようですので、これより議案第4号、農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規定一部変更の承認についてを採決いたします。  
原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

- 会長（末吉修一委員） 挙手全員です。  
よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

- 会長（末吉修一委員） 次に、日程第3、報告でございます。  
報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、事務局より報告を求めます。  
中村事務局長。

- 事務局長（中村泰輔） ご報告します。  
このたびの9月定例会にご報告すべき当該証明書の発行件数は5件です。  
資料の10ページをご覧ください。  
番号1番、平成27年7月15日付けで太陽光発電施設として許可を受けた鶴原の畑2筆、延べ168平方メートルについて、平成27年8月28日に現地を確認しましたところ、転用が完了しておりましたので転用事実確認証明書を発行いたしました。  
11ページをご覧ください。  
番号2番、平成27年7月15日付けで太陽光発電施設として許可を受けた市野川の田

2筆、延べ634平方メートルについて、平成27年9月3日に現地を確認しましたところ、転用が完了しておりましたので転用事実確認証明書を発行いたしました。

12ページをご覧ください。

番号3番、平成27年5月15日付けで太陽光発電施設として許可を受けた松野の畑、1,427平方メートルについて、平成27年9月11日に現地を確認しましたところ、転用が完了しておりましたので転用事実確認証明書を発行いたしました。

13ページをご覧ください。

番号4番、平成27年5月15日付けで太陽光発電施設として許可を受けた松野の田2筆、延べ1,524平方メートルについて、平成27年9月11日に現地を確認しましたところ、転用が完了しておりましたので転用事実確認証明書を発行いたしました。

14ページをご覧ください。

番号5番、平成27年7月15日付けで貸駐車場カッコ9台として許可を受けた小松野の田、379平方メートルについて、平成27年9月11日に現地を確認しましたところ、転用が完了しておりましたので転用事実確認証明書を発行いたしました。

以上で報告第1号、転用事実確認証明書の発行についての報告を終わります。

○会長（末吉修一委員） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） 発言が無いということでございますので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件はすべて議了されました。

これをもって、平成27年勝浦市農業委員会9月定例会を閉会といたします。

大変長い間ご苦勞さまでございました。

(午後 2 時 5 0 分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 2 7 年 9 月 2 8 日

勝浦市農業委員会会長

---

署 名 委 員

---

署 名 委 員

---